## 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等 に関するQ&A

【凡例】

- 本Q&A中の法令等の略記の例は次のとおりである。

「個人情報の保護に関する法律」:法又は個人情報保護法
 「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」:ガイドライン

2010年4月1日更新

2-1. 定義
2-1-1. 「個人情報」
2-1-2. 「個人情報データベース等」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2-1-3. 「個人情報取扱事業者」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-1-4. 「個人データ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2-1-5. 「保有個人データ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-1-8. 「公表」・・・・・・・・・・・・5
2-1-10. 「本人の同意」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2-1-11. 「本人が容易に知り得る状態」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-2. 個人情報取扱事業者の義務等
2-2-1. (1)利用目的の特定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-2-1. (2)利用目的の変更・・・・・・7
2-2-2. (1)適正取得・・・・・・・・・・・7
2-2-2. (2)利用目的の通知又は公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-2-2. (3)直接書面等による取得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2-2-3. 個人データの管理・・・・・・9
2-2-3-1. データ内容の正確性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-2-3-2. 安全管理措置・・・・・・10
2-2-3-3. 従業者の監督・・・・・・12
2-2-3-4. 委託先の監督・・・・・・13
2-2-4. 第三者への提供・・・・・・15
2-2-5. 保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示・訂正・利用停止等20
2-2-5-1. 保有個人データに関する事項の公表等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2-2-5-2. 保有個人データの開示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2-2-5-3. 保有個人データの訂正等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2-2-5-4. 保有個人データの利用停止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
2-2-5-7. 手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. ガイドラインの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 個人情報取扱事業者がその義務等を適切かつ有効に履行するために参考となる事項・
規格
その他、複合的な事案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

目次

NO.	Q	A
$\langle$	2-1-1. 「個人情報」(ガイドライン2	ページ)
1		単に、地図上の地点を示すのみならば、通常は特定の個人を識別できませんので、個人情報に該当しないものと考えます。(2005.1.14/7.28修正)
2	個人情報に該当する事例1で「本人の 氏名」とありますが、同姓同名の人も あり、ほかの情報がなく氏名だけの データでも個人情報といえますか。	同姓同名の可能性もありますが、氏名があれば、社 会通念上、特定の個人を識別できるものと解されま す。(2005.1.14)
3	電話番号だけでも個人情報に該当しま すか。	電話番号だけでは、基本的には個人情報に該当しま せん。ただし、その他の情報と容易に照合でき、そ れによって特定の個人を識別することができれば、 その情報と併せて全体として個人情報に該当するこ とはありますので、ケースバイケースでの判断が必 要です。(2007.3.30)
4	個人情報に該当する事例5の「周知の 情報を補って認識することにより特定 の個人を識別できる情報」とは何です か。	例えば、「現在の経済産業大臣」とだけあって、氏 名がない情報でも、周知の情報を補えば、特定の個 人が識別できますので、個人情報に該当します。 (2005.1.14/7.28修正)
5	個人事業主の財務情報等は個人情報に 該当しますか。	例えば、「甲野太郎商店」などであれば、個人が特定されますので個人情報となり得ます。結果的に個 人経営であった場合のように、企業情報であって個 人情報に該当しないと解される場合もあり得ます。 (2005.1.14/2007.3.30最終修正)
6	企業の代表者の情報等の公開情報を個 人情報として保護する実益はあります か。	個人情報の保護は、プライバシー保護の観点とは異なります。個人情報は、他のデータとのマッチング等によって価値が生じ得ることなどから、公開情報であっても保護すべき実益はあるものと考えます。 (2005.1.14/7.28修正)
7	外国に居住する外国人の個人情報につ いても、個人情報保護法上の保護の対 象になりますか。	対象となり得ます。 (2005. 1. 14)
8	取引先の企業の担当者の名前を管理し ていますが、これも個人情報に該当し ますか。	個人情報に該当します。 (2004.10.19/2005.7.28修正)
9	住所だけで個人情報に該当しますか。	住所だけでは、基本的には個人情報に該当しません。ただし、その他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、その情報と併せて全体として個人情報に該当することはありますので、ケースバイケースでの判断が必要です。(2004.10.19/2005.7.28修正)

10	オンラインゲームで「ニックネーム」 及び「ID」を公開していますが、個 人情報に該当しますか。	個人情報に該当する場合があります。オンライン ゲームにおける「ニックネーム」及び「ID」が公 開されていても、通常は特定の個人を識別すること はできませんから、個人情報には該当しません。た だし、「ニックネーム」又は「ID」を自ら保有す る他の情報と容易に照合することにより特定の個人 を識別できる可能性があり、そうした場合は個人情 報に該当し得ます。なお、例外的にニックネームや IDから特定の個人が識別できる場合(有名なニッ クネーム等)には、個人情報に該当します。 (2005. 7. 28)
11	<ul> <li>(1) 電話の通話内容は個人情報に該当しますか。</li> <li>(2) 通話内容を録音している場合、</li> <li>録音している旨を相手方に伝える必要がありますか。</li> </ul>	<ul> <li>(1) 特定の個人を識別することが可能な場合には個人情報に該当します。</li> <li>(2) 個人情報に該当する場合でも、録音していることについて伝える必要はありません。ただし、利用目的を通知又は公表する必要があります。</li> <li>(2005.7.28)</li> </ul>
12	ます。個人の氏名は通話内容や声など	基本的には個人情報に該当しません。ただし、その 他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個 人を識別することができれば、その情報と併せて全 体として個人情報に該当することはありますので、 ケースバイケースでの判断が必要です。 (2007.3.30)
13	A社が保有する個人情報から識別情報 を切り離し、特定の個人が識別できな い統計データとしてB社に提供した場 合、B社においては、この情報は個人 情報に該当しますか。	該当しないと考えられます。(2007.3.30)
14	事業者の取扱部門ごとにデータベース があり、他の取扱部門のデータベース へのアクセスが、規程上・運用上厳格 に禁止されている場合、「容易に照合 することができ」(法第2条第1項) るといえますか。	他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程 上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、 双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方の データベースにアクセス可能な場合は、当該事業者 にとって「容易に照合することができ」る状態にあ ると考えられます。ただし、経営者、データベース のシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・ 運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に 禁止されている状態であれば、「容易に照合するこ とができ」るとはいえないものと考えられます。 (2007.3.30)
	2-1-2. 「個人情報データベース等」(ガイドライン3ページ)	
15	冊子になっている市販の職員録は、 「個人情報データベース等」に該当し ますか。	ー定の規則で整理・分類されていて、目次、索引な どがあり、容易に検索が可能ですので、「個人情報 データベース等」に該当します。 (市販名簿の安全管理措置については、ガイドライ ン2-2-3-2.【安全管理措置の義務違反とはならない 場合】も参照してください。) (2005.1.14/2007.3.30最終修正)
16	メールソフトのアドレス帳、一定の規 則で整理された名刺について、従業者 本人しか使用できない状態であれば、 企業の個人情報データベース等には該 当しないと考えてよいですか。	従業者の個人的な使用に用いているのであれば、企 業にとっての個人情報データベース等には含まれま せん。しかし、従業者が企業活動の用に供するため に使用しているのであれば、企業の個人情報データ ベース等に該当することになり得ます。 (2005.1.14/2007.3.30最終修正) 2

	1
17       従業者が業務上使用している携帯電話 等の電話帳に氏名と電話番号のデータ が登録されている場合、「個人情報 データベース等」に該当しますか。       該当します。 (携帯電話等の安全管理については、ス (2007.3.30)	
<ul> <li>18 個人情報データベース等に該当する事例1に、「電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳」とありますが、他人には容易に検索できない独自の分類方法によりメールアドレスを分類した状態である場合は、個人情報データベース等に該当しないと考えてよいですか。</li> <li>18 「メールアドレス帳」に氏名を付してアクレストレントレストレストレントレントレントレントレントレントレントレントレントレントレントレントレント</li></ul>	機能を使え が容易に行え 検索できない
<ul> <li>文書作成ソフトで議事録を作成しました。議事録には会議出席者の氏名が記録されており、文書作成ソフトの検索録されており、文書作成ソフトの検索構築することができるように「依頼を用いれば、特定の個人を検索することができるように「依頼を検索することが可能です。この議事録は「個人情報データベース等」に該当しますか。</li> </ul>	本系的に構 「個人情報
20 防犯カメラやビデオカメラなどで記録 された映像情報は、本人が判別できるはしますが、特定の個人情報を容頼 された映像情報は、本人が判別できる 映像であれば、「個人情報データベー ス等」に該当しますか。 本人が判別できる映像情報であれば、 に該当しますが、特定の個人情報を容頼 ことができるように整理していない限制 報データベース等」には該当しません。 記録した日時による検索は可能であって の個人情報では容易に検索できない場合 人情報データベース等」には該当しません。	局に検索する り、「個人情 すなわち、 ても、氏名等 合には、「個
21 会話を録音しました。会話の内容に個 人の氏名が含まれていますが、この場 合、「個人情報データベース等」に該 当しますか。 (2007.3.30)	いない限り、
22 宅配便の送り状を受け付けた日付順に 並べてファイリングしていますが、こ の場合、「個人情報データベース等」 に該当しますか。 送り状を受け付けた日付順に並べている 定の個人情報を容易に検索できる状態に ない場合には、「個人情報データベース 当しません。(2007.3.30)	るだけで、特 こ整理してい
<ul> <li>部署ごとに異なるデータベースを有しており、同一人の個人情報が重複している場合、法第2条第3項第5号の「政令で定める者」の数を算定する際、それは1件と数えるのですか。それともデータベースごとに数えるのですか。</li> <li>(施行令第2条)、同一人物が重複しいる場合には、重複分を差し引いた、一次のようになります。(2007.3.30)</li> </ul>	数えることか して含まれて ─個人単位で
2-1-3.「個人情報取扱事業者」(ガイドライン4ページ)	
24 社員のデータベースしか持っていない 34 場合は、個人情報取扱事業者とならな いと考えてよいですか。 社員の情報も個人情報に該当しますので 000人を超える場合は、個人情報取扱 り得ます。 (2004. 10. 19/2005. 7. 28最終修正)	

(2-1-4.)「個人データ」(ガイドライン6ページ)

Г

3	1	人名録のデータは個人データに該当し ますか。電話帳やカーナビとの違いは 何ですか。	ー般に、人名録の情報は個人データに該当します。 電話帳やカーナビとは異なり、①氏名、②住所等、 ③電話番号以外の情報(所属等)が含まれるからで す。(2005.1.14)
3:	2	カーナビゲーションシステムに含まれ る個人データについては、そのユー ザーだけでなく、メーカーについても 個人情報取扱事業者の義務が課されな いのですか。	ユーザーには課されませんが、メーカーには課せら れます。義務が除外されるためには、その個人情報 データベース等の全部又は一部が他人の作成による ものであることを要します(みずからカーナビゲー ションシステムを作成したメーカーは、この要件に 該当しないからです)。ただし、ユーザーであって も、新たに個人情報を加えるなどして内容を変更し た場合には義務が課されます。(2007.3.30)

Т

2-1-5. 「保有個人データ」(ガイドライン7ページ)

2-1-8.「公表」(ガイドライン10ページ)

34	店頭販売が中心の場合でも、ウェブ画 面に公表しておけば足りますか。	基本的には足りますが、本人の目につきにくくする という目的で、恣意的に、店舗の見やすい場所への 掲示を回避してウェブ画面上でのみ公表しておくと いうような場合には、「公表」が合理的かつ適切な 方法によっていない、とされるおそれがあります。 (2005.1.14)
35	利用目的の公表(法第18条第1項) は、官報又は日刊紙への掲載を1回で もすればよいですか。	事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的 かつ適切な方法によらなければなりません。しか し、一般的には、官報・日刊紙への掲載でも公表し たことになります。 (2005.7.28)
36	自社のウェブ画面で、利用目的を公表 (法第18条第1項)したり、明示(同 条第2項)したりする場合、ウェブ画 面に表示されていた証拠を残す必要が ありますか。	法律上の義務はありません。ただし、事後にトラブ ルが生じたときのために、証拠を残しておくことが 重要となることがあります。例えば、ウェブ画面の 更新等で喪失してしまわないよう、従前のデータを 保存しておくことなどが望まれます。 (2005.7.28)
2-1-10.「本人の同意」(ガイドライン11ページ)		
37	当初はダイレクトメールを送付する目 的で個人情報を利用することになって いなかったため、本人に郵便を送付 し、一定期間回答がなければ、ダイレ クトメールを送付する目的で利用する ことに同意したものとみなすようにし たいのですが、このような方法は本人 同意を得たことになりますか。	本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えら れる合理的かつ適切な方法によらなければなりませ んので、単に一定期間回答がなかっただけでは、一 般的には本人の同意を得たとすることはできませ ん。 (2005.7.28)